

令和7年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年2月28日（金）

○市民クラブ代表 駒田かずみ議員（登壇）

市民クラブの駒田かずみです。

市民クラブを代表し、通告に基づき10項目について質問いたします。

第1項目として、市長の所信表明で示されたL I F Eに関わる4つのメインテーマについて伺います。

「活力」ある姫路を創造する市政、「命」をたいせつにする市政、「くらし」を豊かにする市政、「一生」に寄り添う市政の実現に向けた各施策についてお尋ねします。

最初に、「活力」ある姫路を創造する市政についてです。

1つ目の施策である未来を拓く「ひとづくり改革」では、新たな少子化対策として卵子凍結費用の助成が予定されています。対象は、採卵実施日時点で18歳以上39歳以下の将来の妊娠・出産を希望する女性で、1回限り上限40万円を最大25人に助成するとのことですが。

この制度について、ニーズやこれまでの卵子凍結の実績をどのように把握したのか、また、プレコンセプションケアの推進策としてどのように周知を行う予定か、お聞かせください。

次に、育児用品ギフト事業について伺います。

乳児家庭全戸訪問事業の際に、おむつなどの育児用品を選べるギフトカードを進呈するとのことですが、配布予定数は3,600枚となっています。

少子化対策として実施するのであれば、今後の出生数について姫路市として期待する数を踏まえて計上すべきではないでしょうか、ご所見をお聞かせください。

2つ目に、生活の質を高める「デジタル改革」の一環として、デジタル技術を活用した市民サービス向上のため、L I N E公式アカウントの活用が掲げられています。その現状について伺います。

昨年の代表質問でも確認したとおり、令和5年末時点で4万6,199件のひめじプラスダウンロード数に対し、本年1月14日時点のL I N E公式アカウント登録者数は3万6,634人と、前年1月20日時点の7,915人から約2万8,000人増加しました。

しかし、サービス終了後のひめじプラスから全員が移行したわけではないと推察されます。現在もひめじプラスでは、令和6年度中分についてはごみカレンダーの確認が可能であり、日常的に利用していた市民はまだ不便を感じて

いないことから、移行できていない可能性があります。

広報ひめじの2024年6月号では、ひめじプラスから公式L I N Eへの機能移行が告知されましたが、サービス終了時の9月号では市公式ウェブサイトのリニューアルや高齢者向けD X関連の取組が掲載されている一方、ひめじプラスの終了や公式L I N Eへの移行についての記載はありませんでした。D X関連の情報を掲載する際には、移行促進のためにも、関連内容を同時に掲載するなど各部署の連携が必要ではないでしょうか。

また、昨年8月に開始された公式L I N Eを通じた通報・報告についても、8月の広報ひめじには掲載されず、市民への周知が十分ではなかったと考えます。実際、12月末までの通報件数は、道路の不具合29件、公園の不具合3件、下水道の不具合1件のみでした。

10月に友人から道路関係の相談を受けた際、公式L I N Eの通報機能を紹介すると、「そんな便利な機能があるとは知らなかった。」との反応があり、その後活用されました。10月の通報件数は11件で最多となっており、D Xの推進が十分に周知されなければ活用されず、宝の持ち腐れになっているのではないかと懸念します。

そこで、姫路市のA Iチャットボットを活用し、公式L I N Eの機能を案内する仕組みを設けることや、保存版の広報ひめじとして本市のD X施策をまとめた資料を配布するなど、市民が便利に活用できるよう周知する必要があると考えます。ご所見をお聞かせください。

3つ目の成長を促す「グリーン改革」の一環として、ゼロカーボンシティの推進について伺います。

今回、市民の脱炭素化を促進するため、住宅用宅配ボックス設置支援が新たに導入され、補助率2分の1、上限2万円、250件分の予算が計上されています。申請手続の具体的な流れについてはどのように考えておられますか。

また、宅配ボックスの必要性がある方は仕事などで日常的に忙しく、紙ベースでの申請が難しい場合も想定されますが、オンライン手続の導入は予定されているのでしょうか。

次に、森林環境譲与税を活用した森林環境整備について伺います。

市民参加型の里山林整備活動に対し、対象経費の2分の1、上限25万円の助成が3地区で予定されていますが、市内で里山林の整備を行っている地域はどの程度あるのでしょうか。

また、公共インフラ施設周辺の森林整備促進については2地区が対象となっていますが、助成を超える費用は所有者負担で間違いないのでしょうか。

整備されていない森林は、所有者にとっていわゆる負動産、負の動産となっているケースも多いと考えられますが、災害時の安全確保に向けた所有者の理解を得るため、どのような手法を検討しているのかお答えください。

4つ目の、にぎわいを創出する「まちづくり改革」についてお伺いします。

「住んでみたい」、「住み戻りたい」、「住み続けたい」と思えるまちを目指し、若者や外国人、企業を引きつける施策を展開する中で、本市は令和6年度より移住・定住促進策としてグリーンファミリー制度を導入しましたが、これまでの成果についてどう評価していますか。

また、空き家に関しては、特に昨年4月の相続登記義務化を受け、本市でも空き家の登記や所有者特定が進み、放置空き家の減少につながることが期待されます。

そこで、義務化後の影響について伺うとともに、姫路市の空き家バンクやグリーンファミリー制度の効果、さらに親族の空き家を活用する場合の結婚時補助制度について、市の見解をお聞かせください。

まず、市内の老朽空き家の登記状況に変化はあったのでしょうか。最新のデータを踏まえてご説明ください。

また、相続登記義務化により所有者不明の空き家の減少や適正管理が促進されることが期待されますが、これからの空き家対策にどのような影響を及ぼすと考えられますか。加えて、義務化は空き地にも適用されますが、今後、相続登記や空き地・空き家管理に関する相談体制をどのように強化する予定でしょうか。終活支援事業との連携を含め、市の方針をお聞かせください。

次に、空き家バンクについて伺います。

本市では利用促進のため登録謝礼金制度を導入しましたが、その効果をどのように評価していますか。

また、グリーンファミリー制度導入後、空き家バンクの成約率や利用者数に変化はありましたでしょうか。

さらに、令和7年度には、若者世帯U・J・Iターン補助金メニューを拡充し、空き家バンク登録物件の取得費用についても新たに助成することとしていますが、この拡充により期待される効果についてもお聞かせください。

グリーンファミリー制度では、若者世帯の郊外部への移住を支援する総合的な取組として空き家バンクの活用を

推進しています。

今後、少子化対策と空き家活用を両立させるには、Uターン希望者や2親等以内の親族所有の空き家活用を促進する施策が有効と考えます。

例えば美作市では、3親等以内の親族が所有する家屋の継承・改修に対する補助制度を設け、空き家の利活用を支援しています。

本市には結婚新生活支援補助金制度があり、新婚世帯が住宅を取得・改修する際や、賃貸物件を借りる際の費用を補助しています。

しかし、この制度では売主や賃貸人、転居時の運送業者が2親等以内の親族である場合、補助対象外となります。

郊外部では、特に亡くなった親族の空き家について、「思い出があり処分できない。」、「知らない人に貸すのに抵抗がある。」といった声もあります。そのため、孫夫婦が住みたいと考えた場合でも、2親等以内の制限により活用が妨げられるケースが想定されます。

今後も空き家の増加が予想される中、Uターン希望者や2親等以内の親族による空き家活用を促進することで、若年層の定住を後押しするべきではないでしょうか。

結婚時の補助制度に親族の空き家活用を組み込むことで、相続後の空き家の利活用が進むと考えますが、市の方針をお聞かせください。

次に、メインテーマの第2である「命」をたいせつにする市政についてお伺いします。

今回新たに仙台防災枠組2015－2030に沿い、これまでの取組を分析・評価した報告書をまとめ、防災・減災対策の強化に活用することとします。仙台防災枠組では、優先すべき4つの行動として、1、災害リスクの理解と共有、2、リスク管理の強化、3、防災・減災への投資によるレジリエンス向上、4、災害に備え、復興時にビルド・バック・ベター（より良い復興）を実現することが示されています。

災害リスクの理解と共有にはハザードマップが不可欠です。

しかし、昨年第1回定例会でも質問したように、姫路市では液状化に関するハザードマップが作成されていません。沿岸部など、液状化の危険性が高い地域では避難経路として利用可能な道路等を明示する必要があると考えます。

また、今後該当地域に新たに住宅を建築する際、地盤改良工事等を含めた補助制度を検討すべきではないでしょ

うか、市のご見解をお聞かせください。

次に、災害時のトイレ対策について伺います。

トイレトレーラー5台の導入と身体障害者用組立式仮設トイレ49基の増設が予定されていますが、トイレトレーラーは災害時のみの利用を想定しているのでしょうか。

本市だけでなく他自治体への派遣も視野に入れた運用とのことですが、平時の大規模イベント等で活用し、市民へ衛生的な使い方を含めて周知を図ることも有効ではないでしょうか。ご所見をお聞かせください。

また、避難所のDX推進について、市民クラブとして平時からのボランティア受入れやニーズ把握を含めた取組を求めています。

本市では令和8年度導入予定の被災者支援システムでマイナンバーカードを活用した避難所入退管理を行い、避難者名簿と被災者台帳をひもづけることで、罹災証明書の迅速な発行や支援制度申請の効率化を図るとしています。マイナンバーカードの活用には、救急車でのご使用と同様に、保険証機能と連携した服薬情報の確認なども含まれるのでしょうか。

また、市外からのボランティア受入れについて、マイナンバーカードに限定せず、スマートフォン等で受付可能なシステムを導入すればより円滑な運営が可能になると考えますが、市のご見解をお聞かせください。

さらに、福祉医療の資格確認のためマイナンバーカード対応のシステム改修を行うとのことですが、カードの持ち歩きに抵抗を感じる方もおられます。マイナンバーカードのスマートフォン搭載が進められていますが、福祉医療分野でも対応可能になるのでしょうか。

デジタル庁では、マイナンバーカードとスマートフォンは1対1の対応とされていますが、保険証機能を含め、こども医療費助成等の資格確認にはカード提示が必要になると考えられます。運用に関する注意点についてお聞かせください。

メインテーマの第3である「くらし」を豊かにする市政について伺います。

新たな文化芸術事業の創出として1,800万円の予算が計上され、文化芸術の担い手を育成し、市民文化のさらなる醸成を図るため、「ふれる」、「つくる」、「つなぐ」をコンセプトに様々な事業を展開するとされています。これらの事業の主体はどのように考えられているのかお聞かせください。

また、市民文化祭が2023年度で終了する一方、新たな文化芸術事業として鍵盤ハーモニカの合奏、PR動画プロジェクト、新たな音楽イベントの開催が計画されています。これらは音楽を中心としたものなのか、それとも他の文化芸術分野も含むのか、具体的な事業内容について詳細をお聞かせください。

最後に、メインテーマの第4である「一生」に寄り添う市政について伺います。

市役所職員の意欲・能力向上に向けた取組として、本庁舎内保育施設の整備、タレントマネジメントシステムの導入、市役所開庁時間の変更といった働き方改革が掲げられています。

庁舎内保育施設については令和8年4月開園予定とのことですが、現時点での保育体制や対象年齢、受入可能な子どもの人数についてお聞かせください。

私自身、保育施設併設の病院に勤務した経験があり、職場と保育施設の連携による柔軟な勤務の利点を実感してきましたが、運用に当たってその保育施設が認可保育園、認定こども園、企業型保育園のいずれになるのかは職員にとって重要な要素と考えます。今後の整備スケジュールや運用計画についてお聞かせください。

また、姫路市でも育児休業を取得する男性職員は増加傾向にあるものの、令和6年1月末時点では取得日数が若干減少しているとのことでした。現在の推移をどのように分析していますか。

連合兵庫の政策目標でも「誰もが働きやすい環境の整備」、「仕事と生活の調和」が重視されており、地方自治体の積極的な取組が求められています。育児休業に限らず、介護休暇や育児短時間勤務制度など、多様な支援策の活用状況についてもお聞かせください。

特に男性の育児休業取得時には、夫による子どもの世話が期待できないばかりか、夫の世話までが必要となるケースも考えられ、育児休業がかえって負担となる場合もあることから、家庭のニーズに合った支援策が求められます。

その中で、保育園の送迎を考慮した短時間勤務のほうに適している場合もあり、各家庭のニーズを的確に把握することがワーク・ライフ・バランスの推進につながります。その点で、今回導入されるタレントマネジメントシステムには大きな期待を寄せています。

本市はこのシステムの導入によりどのような効果を見込んでいるのか。また、今後の運用方針や体制整備のスケ

ジュールについてお聞かせください。

「姫路で暮らしてよかった。」と市民に思っていただけ
るまちを築くため、市長と議会が車の両輪として方向性を
確認し、よりよい姫路の実現に向けて是々非々の立場で議
論を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

第2項目として令和7年度予算についてお伺いします。

新年度予算案では、一般会計の規模が過去最大の2,582
億円となり、2月補正を含めると2,623億8,000万円となり
ます。

歳入では、市税が56億円増加するだけでなく、国庫支出
金が33億4,000万円、市債が109億9,000万円増加。

歳出では、人件費が22億9,000万円、扶助費が65億円増
え、経常経費の増額は計90億3,000万円、投資的経費は130
億7,000万円増加しています。

一方、各種基金は前年比86億6,000万円減少し、市債は
113億8,000万円の増加により、市民1人当たりの基金残高
と市債残高の差引きでは、約4万円の負債増となる見込み
です。

市税収入は国の施策に左右されますが、仮に103万円の
壁が引き上げられれば住民税収入の減少が見込まれ、国の
財政支援が不可欠となる一方で、自主財源はさらに減少す
るおそれがあります。

そのため、市税以外の自主財源確保が重要な課題となり
ますが、本市では今後どのような施策を検討されています
か。

今回、公共料金の見直しや新設による一般会計への歳入
増加額は4億5,599万5,000円と試算されています。

しかし、今後は歳入増だけでなく歳出削減の取組も必要
です。人口減少時代に対応しつつ市民サービスを維持する
ため、姫路市が保有する土地については不要であれば売却
や賃貸を行い、借地については可能な限り購入するなど、
不要な歳出を削減することが喫緊の課題です。

そこでお伺いします。

例えば、旧市場跡地に関して令和5年度の年間借地料1
億3,602万円が支出されていますが、今後、新市立高校用
地として市が購入を申し出ても売却に応じない場合には、
土地収用法に基づく手続の検討が必要と考えますが、対象
となる土地の有無についてもお答えください。

次に、姫路城の入城料改定についてお伺いします。

姫路市民は据え置き、市外の方は2,500円、18歳未満は

無料とする改定案が示されており、年間影響額は1億8,483
万8,000円と試算されています。

これは令和8年3月の改定によるものと考えられますが、
その試算根拠及び令和8年度以降の年間影響額のシミュレ
ーションについてお聞かせください。

また、改定後の運用に関して、入城者が姫路市民か市外
の観光客か、18歳以上か未満かをどのように確認するのか、
また混雑解消を含めたオペレーションの計画についても
ご教示ください。

令和5年度の入城者147万9,000人のうち、外国人は45万
人を超えました。関西万博に伴い訪れた外国人観光客が、
入城料改定後にリピーターとなるのか、それとも万博時の
みの一過性の増加にとどまるのかは、入城にかかる利便性
も重要な要因となります。

そのため、入城時のオペレーションについて改めてお伺
いします。

最後に、昨年10月に郵便料金が値上げされましたが、昨
年も代表質問で取り上げた通知文書等のデジタル化につ
いて、現場の進捗状況をお聞かせください。

昨年度のご答弁では、「郵送事務については、職員が適
正かつ最も安価な配送方法を選択し、真に必要な郵便物の
み発送するよう職員研修や庁内周知を通じて啓発を行い、
郵便物の定期的な抜き取り確認などを実施し、今後も経費
削減に取り組む。」とありましたが、その実施状況はいか
がでしょうか。

また、消防出初式での出欠登録のように、返信用はがき
を同封せずQRコードで登録を求める方式であれば、出欠
管理のデータ化が進み、職員の業務負担軽減につながりま
す。

もちろん、デジタル・ディバイド対策としてQRコード
を利用できない方への対応は必要ですが、返信はがきの必
要性は低いと考えます。本市の見解をお聞かせください。

第3項目として、本市の教育行政についてお伺いします。

今回、久保田教育長の主導で、「姫路の学びが、変わる」
を本格始動させ、学びの環境や支援体制が変わることとな
りました。

また、姫路市教育大綱も改定され、市の教育の在り方が
大きな変革期を迎えています。

こうした中、教職OBからは学校という組織が年度単位
で運営されていることから、一般企業のように年度をまた
いだPDCAサイクルが欠けているのではないかという

指摘の声もあります。これを踏まえ、今後の方向性や現場の意見の聴取方法について、教育委員会の見解をお伺いします。

まず1点目に「姫路の学びが、変わる」に関連して、久保田教育長は就任時に、「定時勤務を心がけ、子育てと仕事を両立させたい。子どもの前で先生が100%の状態で行われる環境を整える。」との意気込みを語られました。

この1年で現場を確認し、2024年12月にはクラウドファンディングによる子どもの学校改革応援プロジェクトを立ち上げ、2月12日には目標金額を達成しました。

来年度の拡大に向けて、姫路市全校からアイデア募集を行うとのことですが、空き教室のリノベーションに選ばれる学校の基準についてお聞かせください。

また、小中一貫教育から、幼稚園から高校までつながる学びへ発展させるとのことですが、幼稚園から市立高校までどのような形で学びをつないでいくのかをご教示ください。

小中高の教員に対する探究学習研修や伴走型支援の実施に向けた人材確保の見通しについてもお聞かせください。

次に、テクノロジーを活用し、誰もがわくわくする学びを目指して、中学校でメタバース型学習プラットフォームを導入予定の方針ですが、フリースクール等に通う市内の小中学校に在学扱いとなっていない子どもの中には、1人1台の端末が貸与されていない子どももいる状況です。その場合のメタバース型プラットフォームへのアクセスについて、どのように考えているのでしょうか。

また、フリースクール等への利用料助成を開始することですが、不登校問題や心の健康観察事業との関わりを考慮し、全ての子どもにタブレット端末を貸与し、メタバース型プラットフォームへのアクセスを提供する必要があるのではないかと考えます。ご所見をお聞かせください。

2点目として、今回改定される第3期教育振興基本計画及び姫路市教育大綱に関して、12月から1月にかけて実施されたパブリック・コメントの状況についてお伺いします。

それぞれのパブリック・コメントの件数及び内容についてお示しください。

さらに、同時期に行われた姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」（中間取りまとめ）との関連性についてお示しください。

また、来年度以降の教育振興基本計画に基づく学校運営

等について、以下の内容に関する具体的な方針をお伺いします。

まず、働きがいのある学校園づくりの推進に関して、教職員が児童生徒等とじっくり向き合う時間を確保することですが、4月1日時点での教職員数を確認したところ、令和2年度は5人、3年度は13人、4年度は7人、5年度は16人、6年度は18人と、年度初めに欠員が発生しています。さらに、産休・育休等は年間で約50人とのことです。ICT活用による校務や業務の効率化、データ共有の推進だけではこの状況をカバーするのは難しいのではないかと考えます。

また、中央教育審議会では次期学習指導要領の改訂が検討されており、その中では小中学校の1コマ当たりの授業時間を5分短縮することも想定されています。

教育長も前向きな姿勢を示しておられますが、教えるべき内容が減らないまま時間が短縮されることで、教員の負担増や学力低下につながるのではないかと指摘もあります。この点について、授業の在り方や運用についての考え方をお聞かせください。

特に学校においては、チーム担任制や教科担任制の導入による負担軽減が必要ではないかと考えますが、ご所見をお聞かせください。

さらに、令和8年度から姫路市立高等学校が新設され、姫路高校、琴丘高校、飾磨高校の新規募集が停止されます。新設校の運営にも教職員が必要ですが、市立高校全体では1学年の教員数が減少する形となります。

このような状況で、市立高校の教員のうち中学校教諭として活躍できる人材を姫路市として優先的に採用することはできないでしょうか。

また、県立高校の再編により高校教諭の定数が最終的に減少することを踏まえ、中学校教諭として活躍できる人材の確保も重要ではないかと考えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、いじめへの対応について、本市の状況をお伺いします。

学校サポート・スクラムチームの現在のいじめ問題への関わり方や進級時の被害者・加害者双方への指導状況の共有に問題はないのでしょうか。

仄聞するところによりますと、進級時にいじめに関連する児童生徒の情報が次の校長や担任教諭に正確に伝達されず、問題が発生した事例もあるとのことです。特に注意

が必要な児童生徒の情報に関する担任間の引継ぎについて、今後の方針をお聞かせください。

また、いじめの再発防止に向けたチェックシート等、具体的な対策があればご教示ください。

次に、いじめでは済まされない性被害として、神奈川県茅ヶ崎市の市立小学校で2年生の女兒が6年生の男子児童に性的被害を受け、その後の学校行事で加害児童と被害児童が鉢合わせるなど、配慮に欠ける対応が二次被害に発展したという報道事例があります。

専門家は、「学校現場が被害者保護だけでなく、加害者指導にも責任を持たなければ再犯するおそれがある。」と指摘しています。

このような事例に対して、尼崎市教育委員会では性暴力被害者支援センター・ひょうごのホットラインに基づき危機対応手引きを公開しています。こちらです。

本市でも、いじめ類型としてだけでなく、「性暴力は犯罪である。」という認識に基づき、みらいえと協力して対応マニュアルを作成すべきではないかと思いますが、ご所見をお聞かせください。

次に、部活動の地域展開、姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画についてお伺いします。

姫カツについては、令和7年度に改革推進機関として休日部活動地域展開を進め、令和8年度9月以降は休日の学校部活動を、令和10年度10月以降は平日、休日全ての学校部活動を地域展開する方針が示されています。

また、姫カツ実施団体の認定要件が示され、統括団体として姫カツ運営事務局が設置されるとのようですが、指導者の要件についての考え方をお聞かせください。

現在、P o l i P o l i G o v が導入され、中学生の新たなスポーツ・文化芸術活動「姫カツ」に期待することをテーマに意見募集が行われています。

市民クラブでは、1月に沖縄県糸満市でのブカツ・サポート・コンソーシアムの実証事業と沖縄県での連携協定に関する視察を行い、7市町における主な取組として、企業版ふるさと納税の活用、地域クラブ活動の要件明確化、スポーツ少年団等の活動調査、学校施設利用時のルールづくり、受益者負担を含めた財源確保、I C Tを活用したオンライン部活動、多様なニーズに対応した取組、公務員、教職員の兼職兼業体制整備等が行われていることを確認しました。

教職員の働き方改革の一環としても、部活動に生きがいを感じる教職員については、地域展開後に姫カツで指導し、兼職兼業を認めるだけでなく正当な対価を支払う環境づくりが急務であると思われますが、姫路市としての対応についてお聞かせください。

また、ブカツ・サポート・コンソーシアムはスポーツデータバンク、三井住友海上、日本郵政の3社で設立され、プロジェクトの全体管理やJ S P O公認スポーツコーチングリーダー養成講座の受講や資格取得プログラムの推進により、日本郵政職員の指導者としての兼業推奨、リスク対策eラーニングや、活動中のけがや賠償責任を補償するスポーツ安全保険の加入促進など、トータルで部活動の地域展開をバックアップされています。

姫路市においても、姫カツ推進のために、スポーツコーチングリーダー養成講座の受講や資格取得等の指導者要件を明確化することが重要です。運営事務局が指定する研修内容についてはどのように検討されていますか。

また、姫カツ導入時に学校現場が混乱しないよう、ブカツ・サポート・コンソーシアム等を導入することも検討してはいかがでしょうか。方針についてお聞かせください。

3点目として、医療的ケア児への支援体制の整備についてお伺いします。

今回、医療的ケア児等コーディネーターによる相談体制の整備と保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携するための協議の場設置に201万3,000円の予算が設定されています。新たに設置されるコーディネーターの果たす役割についてご教示ください。

また、これまでも書写養護学校P T Aやマザーリーフの皆様から給食の二次調理に関する要望が寄せられており、令和4年第1回定例会での八木隆次郎議員への答弁として、当時の西田教育長から、「医療的ケア児への支援として看護師を派遣する予定でございますが、巡回訪問の形態を取りますので、学校には常駐いたしません。また、給食に係る業務の対応は行わないこととしております。地域の小中学校等の現状としましては、二次調理の実施に必要な調理員の体制及び衛生的な調理場所が確保されておらず、また、個人に応じた食材の選定や調理方法の慎重な検討も必要でございますので、特別支援学校のような二次調理を地域の小中学校等において実施することは困難であると考えております。」とのご答弁がありました。

このことについて、今後も二次調理実施に関する方針に

変更はないのでしょうか。

本市の一部の学校で二次調理を開始するという情報も仄聞しており、市民クラブとしては地域のインクルーシブ教育の観点からも給食の二次調理について推進を要望しているところではありますが、実際に二次調理を行うに当たっては、必要な調理員の体制及び衛生的な調理場所の確保や、個人に応じた食材の選定や調理方法の慎重な検討等、西田前教育長の掲げられた課題への対応状況を客観的にクリアした上での実施が必要と思われます。

医療的ケアが必要な児童生徒が安心して給食を喫食するためにも、今後実際に導入を予定されているのであれば、その実施に当たっての要項や人員体制を含めて、二次調理の運用に関する体制整備の状況についてお聞かせください。

第4項目として、各種計画の見直しに関連する事項についてお伺いします。

まず、姫路市人権教育及び啓発実施計画についてですが、今回の改定ではSNS上のトラブルや第三者による性的指向等のアウトティング、インターネットでの人権侵害や性的マイノリティへの対策強化が求められています。

昨年5月17日、情報流通プラットフォーム対処法、情プラ法が1年以内に施行されることが公布され、その改正に伴う省令案およびガイドライン案が12月19日に公表されました。

また、2月18日の衆議院総務委員会において、村上誠一郎総務大臣は、ネット上の誹謗中傷について民主主義の危機と表現し、「誹謗中傷等の違法有害情報の流通は深刻で、被害者からは投稿削除に関する相談が多く寄せられている。」と述べ、「表現の自由は保障されるべきだが、人を傷つける誹謗中傷は許されない。」と答弁されました。

本市でのモニタリングでは個人への誹謗中傷等は対象外でしたが、今後、情プラ法施行に伴い、市民を守るために専門性を高め、具体的な相談窓口や体制整備が必要となります。通報窓口対応のスピード向上策としてAIを活用したモニタリングや通報システム導入が考えられますが、今後の対応についてお答えください。

また、被害者支援のため、専門窓口設置や法律相談の拡充について具体的な計画はありますか。

プラットフォーム事業者と連携して、地域レベルで違法・有害情報削減に取り組む計画があるかもお聞きします。

次に、SNS上でのデマや誹謗中傷に対する本市の考え

についてお伺いします。

昨年3月末以降、兵庫県内で文書問題に関連して事実と異なると思われる情報の拡散による混乱が生じています。これは本市でも発生する可能性があり、誤解を招き、市政への信頼を損ない、関係者に精神的・社会的被害をもたらす危険性があります。こうした問題に対処するために活用できる法制度や具体的な対応策をお伺いします。

まず、SNS上のデマ・誹謗中傷への法的対応についてですが、悪質なデマや誹謗中傷が拡散された場合、被害者が発信者情報の開示請求を行うことが可能です。市として、職員が被害を受けた際に法的措置の支援を行う考えはありますか。

また、市や市職員に対する虚偽情報や誹謗中傷が拡散された場合、刑事告訴も含めた対応を検討すべきではないかと思いますが、市の方針についてお聞きします。

次に、迅速な情報発信と国のファクトチェック状況についてどのように考えていますか。

総務省の調査によれば、日本のファクトチェックの認知度は50.6%と低く、専門機関も少ない状況です。誤情報が拡散する前に正しい情報を発信することが重要ですが、チェック体制と情報発信についてのご見解をお聞かせください。

最後に、市民のSNSリテラシー向上策についてお伺いします。

総務省が1月に官民連携で立ち上げたDEGI-TAL POSITIVE ACTIONプロジェクトのように、本市でもリテラシー向上のためにどのような取組を予定しているのか具体的にお答えください。

デマやフェイクニュース拡散防止のため、市民向けの正確な情報見極め講座やキャンペーンが必要だと考えますが、人権啓発計画に基づく対策をお聞かせください。

学校教育でも、SNS利用が広がる中、メディアリテラシー教育を強化することが有効だと思いますが、今後の方針についてお聞かせください。

続いて、公共施設等総合管理計画についてお伺いします。

現在の計画は令和7年度までとなっており、来年度には次期計画が策定されるものと思われます。

これまでに公共施設カルテが作成され、箱物と言われる施設の状況は把握されていますが、利用されていない設備や大型の備品については、他施設での利用希望があるものの指定管理契約等で活用できない場合もあると伺ってい

ます。

今後、施設カルテに記載されていない設備や大型備品について、計画の見直しで把握し、例えば3年以上利用されていない設備・備品は他の施設に変更し、活用を図るべきではないかと考えます。

公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、施設だけでなく設備や大型備品の取扱いについても運用指針を明確化することについてご所見をお聞かせください

第5項目として、姫路市のICTを活用した高齢者福祉の充実とデジタル・ディバイド対策について、また、付随するポイント制度やプレミアム商品券の在り方についてお伺いします。

デジタル・ディバイド対策として、これまでスマホサロンやスマホ教室、スマホよろず相談、コールセンター設置などが行われてきましたが、昨年秋にはデジタル体験イベントが開催され、その中にはeスポーツ体験も含まれていたと記憶しています。実際の参加人数についてどのように分析しておられますか。

昨年、市民クラブでeスポーツについて視察を行った際、太鼓ゲーム等について若者から高齢者までオンライン・オフライン問わず誰でも参加できる共通性やコミュニケーションの場があり、手指の運動や認知症防止にも期待できる可能性を感じました。

また、公民館で太鼓ゲーム等のeスポーツ大会を開催することで、地域の子どもから高齢者まで垣根を越えて楽しみ、孤立防止や居場所づくりにもつながると考えます。

公民館でのデジタル・ディバイド対策の一環として、eスポーツの導入についてご意見をお聞かせください。

次に、ひめじポイントとデジタル・ディバイド対策としてのひめさんぽについてお伺いします。

姫路市では高齢者向けにスマホサロン、スマホ教室、スマホよろず相談、コールセンターを通じてデジタル機器の使い方を伝えており、また、スマートフォン購入助成としてひめさんぽが付与されています。

ひめさんぽはフレイル予防アプリを使って健康ポイントを付与し、最終的にはPay Payポイント等に交換し、健康と社会参加による生きがいづくりを目指しています。

また、ひめパスアプリでは介護支援ボランティアポイントや通いの場参加ポイントが付与されます。

ひめじポイントとひめさんぽの2つのポイント制度のすみ分けについてはどうなっていますか。基本的に対象者

が異なるとはいえ、通いの場参加ポイントを申請した方に混乱は生じなかったのか、また、今後の方針についてお聞かせください。

さらに、今年度発行のしらさぎペイの状況について、世代別の申込状況をこれまでの傾向と比較したグラフを作成したところ、20代～60代ではデジタルでの申込傾向に大きな変化はありませんでしたが、70代以上では大きな増加が見られ、デジタル・ディバイド対策が一定程度功を奏していることがわかりました。

しかし、紙媒体でのしらさぎ商品券申込数を含めた比較では、特に70代以上と15歳以下の割合が減少しており、公平性に疑問を感じています。特に15歳以下については、アプリ上での申込方法はどうなっていたのでしょうか。

今後、ひめっこ手帳による子育てサポートを推進するのであれば、ひめっこ手帳からしらさぎペイやプレミアム商品券等に申込みできる仕組みの導入が必要ではないかと考えます。デジタル改革の進捗とともにデジタル・ディバイド対策についてのご所見をお聞かせください。

第6項目として、各種施設のライトアップについてお伺いします。

現在、姫路城やアクリエひめじなどの施設で社会的課題の認知向上を目的としたアウェアネスカラーライトアップが行われています。

姫路城に関しては、LED化により彩雲ライトアップなどの特別バージョンを、以前のように特別な設備なしで実施できるようになっています。

このアウェアネスカラーライトアップは公益性や公共性があることを踏まえ、行政機関が申請主体の場合のみ許可されています。令和5年度には12回、令和6年度は12月末までに14回実施されています。

アウェアネスカラーライトアップの運用状況について、企画時に公共団体との連携はどのように行われているのでしょうか。

例えば、本市の姉妹都市である松本市では、11月25日に松本ゾンタクラブの協賛により、女性と女兒への暴力の根絶を願う「ZONTA SAYS NO!」活動の一環として、松本城をオレンジ色にライトアップしました。

現在のアウェアネスカラーライトアップは啓発活動として重要ですが、その際啓発を求める公共的団体や協賛企業から寄附や協賛金を受け入れる仕組みを導入することにも必要ではないでしょうか。特に、協力したい団体や企業

との連携を考慮し、少額でも寄附を受け付ける制度があってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、寄附や協賛に応じてライトアップ関連資料や本市のホームページ、SNSに協賛団体を紹介するインセンティブを提供することで、本市と啓発団体双方にとってWin-Winの関係が築けると考えます。

これまでのアウェアネスカラーライトアップで寄附や協賛金を受け入れた事例があれば、その際の手続などについてご教示ください。

また、今後、アウェアネスカラーライトアップを希望する公共的団体が新たに啓発活動を行う場合、寄附や協賛に関するガイドラインを作成し、透明性を確保した公平な選定を行う必要があると考えます。本市として持続可能な仕組みを導入することについてのご所見をお聞かせください。

第7項目として、本市の救急搬送の状況や事故防止についてお伺いします。

姫路市の救急出場件数は年々増加しており、令和6年中の出場件数は3万5,278件に達しました。しかし、その約40%、1万1,720人が軽症患者であり、実際には救急搬送が不要なケースが多いことがわかります。

この状況を改善するため、市では#7119の活用を呼びかけていますが、依然として適正利用が進んでいないのが現状です。

全国では、救急車の不要不急な利用に関するガイドラインの作成や、搬送後に不要不急と判断された場合の費用請求を行う事例もあります。

本市として今後の対応策について、マイナンバーカードの保険証としての活用を含めてお伺いします。

まず、本市の傷病程度別搬送人員の推移についてグラフを作成しました。これを見ると、重症、重篤、死亡の搬送人数は増加傾向にはなく、全体に占める割合は6%台から5%以下へと減少しています。

しかし、軽症患者は依然として40%以上を占めており、市としてどのような課題認識を持っているかお聞きします。また、これまでの#7119の周知・利用状況についての取組内容についてもご教示ください。

次に、不要不急な救急利用に関する全国の事例と姫路市の対応策についてお伺いします。

全国では、救急車の不要不急な利用を抑制するためにガイドラインを作成している事例があります。

本市でも全国版救急受診ガイド「Q助」を導入していますが、周知が不足しているのではないのでしょうか。実際の救急時に目に付くように、冷蔵庫など目立つ場所に貼るシールを配布するなどの対策が必要と考えます。今後の周知に向けた取組予定についてお聞かせください。

また、搬送後に病院で不要不急と判断された場合、医療機関が保険適用外の選定療養費として費用請求を行う仕組みを導入している自治体もありますが、姫路市でもこの制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

実際には救急車が必要でない場合でも待たずに受診できるという理由で不適切に要請される事例もあると仄聞していますので、救急現場でのリソース適正配分を考慮し、不要不急な救急車の利用を抑制することが重要と考えます。姫路市としての対応についてお伺いします。

次に、救急搬送の減少に資する内容として、交通事故の発生状況についてもお伺いします。

本市では、2月6日から15日まで交通死亡事故多発注意報が発令されていましたが、事故の第一当事者、つまり過失が重い、または同程度の過失の場合の人身損傷程度が軽い人に注目した兵庫県内の状況を、令和4年と令和5年の比較グラフで示しました。

自動車、自動二輪、原動機付き自転車においては64歳以下で減少していますが、65歳以上では事故件数が増加しています。自転車の第一当事者件数は64歳以下で増加し、65歳以上は減少しています。歩行者については件数が少なく、参考には限界がありますが、高齢者の自転車事故で第一当事者の減少はヘルメット購入助成などによる安全意識の向上が影響していると考えられます。

逆に、15歳以下の自転車事故第一当事者の増加は、そもそも中学生まではこれまでも通学等でヘルメットの着用が求められていたこと、さらには令和5年度のヘルメット購入助成が65歳以上と16～18歳という高校生世代に限定されていたことから、車両という認識が更新されていなかったことに起因するのではないかと考えます。

事故防止の観点、特にヘルメット着用が致命傷リスクを大幅に低減させることから、重症化防止のためにも市民への啓発活動を強化する必要があると考えます。本市の今後の方針についてお伺いします。

また、姫路市立高校の新設に際して、自転車通学する生徒に対しヘルメット着用を義務化することも検討すべきではないのでしょうか。

中学校では既に義務化されており、高校生にも同様の安全対策を適用することで生徒の安全を守り、改正道路交通法施行に合わせた交通ルール遵守の意識を高めることができます。ご所見をお聞かせください。

第8項目として、(仮称)姫路市動物保健センターの移転整備計画について伺います。

保健所の大規模改修に合わせて保健所地下への移転が検討されていましたが、改修工事の入札が2回連続で不調となり、当初の計画どおりには進捗していません。

午前中のご答弁で市川美化センター南側での整備というお話がありましたが、再整備のスケジュールについて早急な対応が求められています。

また、市民クラブでは再整備スケジュールに合わせた悠長な形ではなく、別途、動物愛護を実現するための基金設立や条例制定などソフト面での対策についても求めてきました。特にソフト面での対応については、(仮称)姫路市動物保健センター完成までに開始していただきたいと考えています。

そこで、現状を踏まえ、以下の点について市の見解をお聞かせください。

改修工事の入札不調により当初の計画が遅延しているとのことですが、現在の進捗状況と今後の対応策についてお聞かせください。

また、着工の遅れにより市川美化センターからの移転も遅れる形となりますが、その間に(仮称)姫路市動物保健センターに求められる機能や市民の声をどのように受け止め、ニーズを反映させた情報提供や意見収集を行う予定かについてお聞かせください。

さらに、動物愛護を実現するための基金設立や条例制定、ペットと防災に関する情報発信などソフト面での対応についての現状と今後の方針をお聞かせください。

市民や動物愛護に携わる関係者が利用しやすい施設を整備するため、透明性の高い情報提供と市民参加のプロセスを重視した対応をお願いします。

第9項目として、姫路市の鳥獣害対策の強化について伺います。

本市では、現在、田畑の周辺に防護柵を設置するなどの対策が行われています。しかし、イノシシやシカ、猿が柵を跳び越えたりネットを破ったりする事例が報告され、被害抑制につながらないケースもあります。また、川沿いを移動することで従来の対策が機能しにくい状況も見受け

られます。

これらの課題に対処するためには、地域全体で一体的な防護柵を設置しスマート技術を活用するなど、より効果的な対策を講じる必要があると考えます。姫路市としての今後の方針について伺います。

まずは、現在市内の農地や集落周辺に設置されている防護柵やネットの効果について、市の評価をお聞かせください。柵を跳び越えたり、破ったりする鳥獣による被害が確認されていますが、これに対してどのような追加対策が考えられるのでしょうか。

また、川沿いを移動する鳥獣による被害が、堤防の存在により防護柵設置エリアが途切れてしまうことが原因で発生していることについて、市としてどのような対策が考えられるのでしょうか。

また、現在田畑ごとに個別に設置されている防護柵では効果が限定的であるため、地域単位で一体的な防護柵を設置することを検討すべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

実際、他自治体では地域全体で統一した防護柵を設置することで、鳥獣の侵入を効果的に防ぐ仕組みが行われています。姫路市でもモデル地区を設定し、導入することを検討すべきではないでしょうか。

さらに、地域一体でスマート技術を活用した鳥獣害対策の導入も必要ではないかと考えます。

近隣の相生市では、鳥獣被害のマップ化や捕獲確認アプリなど、クラウド技術やIoTを活用した対策が導入されています。

姫路市としても、スマート技術を活用した効果的な対策として、出沒検知センサーによるリアルタイム監視、AIを活用した被害予測、わなや捕獲装置の遠隔操作システム等を導入し対策に活用してはいかがでしょうか。姫路市としての導入の可能性について見解をお聞かせください。

鳥獣害対策は農業振興や地域の安全確保に直結する重要な課題です。現在の田畑周辺の対策では十分に被害を防げない事例が増えていることを踏まえ、地域一体型の防護柵の設置やスマート技術の導入を積極的に進めるべきと考えます。

市として、今後の鳥獣害対策の方向性について具体的な方針をお示しください。

第10項目として、姫路市における組織の在り方について伺います。

1 点目は、特別職の公益通報制度の現状と今後の方針について伺います。

公益通報制度については、令和 3 年第 4 回定例会でも質問を行い、その際には「階層別研修、ポスターの掲示等により周知を図っているところですが、公益通報は市職員だけではなく、指定管理者や市の業務の受託者なども可能であることや、通報は職員倫理課長のほか、市の顧問弁護士にも行うことができることなど、十分に認識をされていない点もあると思われることから、職員倫理週間等の取組を通じて、制度全体のさらなる周知・徹底に努めてまいります。」との答弁をいただきました。

しかし、市長をはじめとする特別職に関する通報には別途配慮が必要ではないでしょうか。実際に、兵庫県では特別職に関する公益通報制度の課題が明らかになり、県外部の公益通報窓口を設置するなど、第三者機関による通報処理をするための制度改正をしております。

これを踏まえ、姫路市における特別職に対する公益通報制度の現状について、市の見解を伺います。

本市では、平成 18 年 4 月に公益通報者保護法施行を受け、姫路市職員等の公益通報に関する要綱を制定し、適宜改正を行っています。この要綱に基づき、市長、副市長、教育長などの特別職の行為に関する通報はどのように取り扱われているのか、具体的な処理体制をお聞かせください。

また、特別職に関する公益通報に対し、現在の通報処理体制で適切に対応できているのか、市の見解を伺います。

さらに、今国会に提出が予定されている公益通報者保護法の改正を見据えた今後の方針について伺います。

現在、消費者庁では公益通報を行った人に対する報復を目的とした解雇や懲役処分から通報者を守る目的で新たに罰則規定を設ける改正を予定していますが、市の公益通報制度への影響についてどのように認識しているのかお聞かせください。

併せて、国の法改正の動きを踏まえて、市の公益通報制度をどのように見直し特別職に関する通報処理体制を強化する予定があるのか、具体的な方針をお示しください。

兵庫県の事例を他山の石とし、姫路市における特別職の公益通報制度の現状と課題を明らかにし、国の法改正を見据えた適切な対応を検討することが重要です。市民の信頼を確保するため、透明性と公正性の高い通報処理体制の構

築に向けた市の具体的な取組をお聞かせください。

2 点目に、本市の内部統制の見直し状況についてもお伺いします。

姫路市では令和 2 年度から内部統制制度を導入し、令和 7 年度で 5 年目を迎えます。この間、総務省から地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインの改定が行われました。これを踏まえ、本市の内部統制の見直し状況についてお伺いします。

また、内部統制制度の導入により、業務の適正性や効率性の向上、不正防止などの効果が期待されていますが、これまでの効果についてどのように評価しているのかご見解をお聞かせください。

さらに、内部統制評価報告書の審査結果に基づき、どのような改善策を講じているのか具体的な取組状況をお知らせください。

最後に、今後の内部統制の強化、改善に向けた計画や方針について、市の方針をお示しください。

以上、市長のふるさと・ひめじを未来へ引き継ぐためのバックキャスティングな思考を反映し、不退転の決意に迎えるご答弁を期待して、第 1 問を終了いたします。

○宮下和也議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

駒田議員のご質問中、姫路市としての組織体制についてお答えいたします。

まず、1 点目の特別職に関する公益通報制度の在り方についてであります。私をはじめとする特別職に対する公益通報は、姫路市職員等の公益通報に関する要綱に基づき、一般職に対する公益通報と区別なく、副市長を委員長とした公益通報委員会で処理することとしております。

公益通報者保護法に基づく指針では、組織の長や幹部職員に関する通報処理に対し、独立性を確保する措置を取る必要があると示されていることから、特別職においては、本市の公益通報委員会の委員に、職員以外の利害関係のない弁護士等の外部の委員を任ずることとしており、外部の委員によるモニタリングを受けながら公益通報処理を行うことで、当該委員会が特別職からの影響力に対し独立した体制を確保することができ、適切な対応が取れるものと考えております。

なお、公益通報に関する要綱制定後、現時点において、これまで特別職に対する公益通報はございません。

また、現在、国において検討されている公益通報者保護法の改正につきましては、現行制度に比べ、より厳格な運用と一層の通報者の保護が求められるものとなると想定しており、国の動向を注視しながら本市制度への影響を検討しているところです。

次に、このたびの兵庫県の文書問題を受けた対応についてであります。今後、特別職に対する公益通報処理に対し、これまで以上に透明性や中立性、公平性を問われることが見込まれることから、現在新たな取組として、外部の有識者で構成する審査会の設置や事務処理基準としての要綱を私が職員に対してその所掌事務について発する命令である訓令へ変更いたします。

2点目の内部統制の見直し状況についてであります。制度の導入効果としましては、各所属において財務事務に関するリスクについての情報共有が進んだこと、重要性の高いリスクから優先して対策を行ったことで業務の適正性と効率性が向上したこと、また、監査委員から評価報告に関する意見をいただき取組を進めたことにより、リスク管理体制が改善・強化されたことなどが挙げられます。

令和6年3月には国のガイドラインが改定され、不正リスクに係る評価と不正を未然に防ぐ取組の検討が追加されており、本市ではこれを受け、改めて契約事務の適正化に重点を置き、軽工事等の実施に係るガイドライン等を活用してリスクの洗い出しを行うとともに、必要な対策を講じております。

また、内部統制評価報告書の審査意見で示された市長の事務部局以外の行政委員会等においても、市長の下で内部統制制度に取り組むことが効果的であるとの意見を踏まえ、令和6年度からは、上下水道局、消防局及び教育委員会事務局においても内部統制制度に取り組んでおります。

一方で、各所属間でリスクの重要度評価に差が生じていることが課題と認識しており、今後、具体的かつ各所属に共通したリスク事例の提示などを通じて、重要度を判断する際の目安や考え方を共有することにより、評価の一貫性・統一性を高めてまいります。

公益通報制度や内部統制制度の適正な運用を通じて、今後とも市民の皆様から信頼される行政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

山田副市長。

○山田基靖副市長（登壇）

議員ご質問中、私からは7項目めの1点目、救急車の適正利用についてお答えいたします。

議員お示しのとおり、令和6年中の救急出場件数は3万5,278件で、前年と比べ936件増加し、3年連続で過去最多を更新しております。また、1日の平均出場件数は96.4件、約15分に1回の頻度で出場しておりました。

傷病程度別の割合では中等症が約55%と最も多く、次いで軽症が約40%となっております。傷病程度で軽症に分類されるケースにつきましては、救急搬送後に医師が入院不要と判断したもので、搬送により治療が必要なものが多く含まれております。

一方で、緊急性の低い救急要請も散見され、救急搬送の本来の目的である緊急性の高い方の迅速な搬送に影響を及ぼす可能性があるため、救急車の適正利用は喫緊の課題であると認識しております。

救急安心センターひめじ＃7119の令和6年1月15日から令和7年1月末までの利用件数は2万85件でございます。

市民への周知の取組といたしましては、これまでホームページへの掲載に加えまして、広報ひめじや医療機関でのポスターの掲示、市公式ユーチューブの活用、救急車の後部への掲示などに取り組んでまいりました。また、昨年12月から市公式LINEからも＃7119のホームページにアクセスしやすくするなど、利便性の向上にも取り組んでおります。

今後、令和7年度に兵庫県による＃7119の全県展開が予定されておりますことから、県と連携してさらなる市民啓発を実施してまいりたいと考えております。

全国版救急受診ガイド「Q助」につきましては、本市ホームページや公式LINEのトップページに掲載しております。

救急車の適正利用を推進していく観点から、救急車が必要か否か判断に迷うときは、＃7119やQ助等を積極的に利用し、受診の判断に役立てていただきたいと考えております。

このような事業の周知方法につきましては、SNSへの動画投稿や広報紙への掲載など、複数の手段を組み合わせた取組が重要であると認識しており、今後、他都市の事例も参考にしながら、様々な機会を捉え、より多くの市民の皆様に周知を図ってまいります。

次に、救急搬送後に医療機関で不要不急と判断された場

合に、医療機関が選定療養費を請求する仕組みを導入してはどうかのご提案でございますが、この取組は救急搬送の適正化を目的に茨城県や三重県松阪市で導入されているものでございます。

しかしながら、軽症患者の救急搬送について選定療養費を徴収することについては賛否両論があり、医療機関との調整や市民の皆様の理解などが必要であると考えております。

今後、市内医療機関からの要望や他都市の状況も踏まえ、本取組を含めた救急車の適正利用について調査・研究してまいります。

また、マイナ保険証を活用した救急業務、いわゆるマイナ救急の実証事業につきましても引き続き参画するとともに、限られた人材と救急資源を最大限に活用し、さらに迅速な搬送に取り組み、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

峯野健康福祉局長。

○峯野仁志健康福祉局長（登壇）

私からは、1項目めの1点目のア及び2点目、3項目めの3点目並びに5項目めのうちそれぞれ健康福祉局所管部分と8項目めについてお答えいたします。

まず、1項目めの1点目のアのうち、卵子凍結費用の助成制度についてでございますが、助成件数につきましては、制度創設に当たり実施いたしました先行自治体や医療機関への聞き取り等により、ニーズや実績を把握し、25件としたものでございます。また、現在、事業開始に向け、実施が可能な市内医療機関と協議を行い、制度設計を進めているところでございます。

この事業を通じ、プレコンセプションケアの考え方をより一層推進することのみならず、妊娠や出産によりキャリアを諦めることなく、ライフプランの選択肢の1つとして認識していただけるよう啓発することが最も重要であると考えております。

特に、主な対象と考えております働く女性に対し、制度の概要だけでなく、卵子凍結に関する正しい情報が行き届くよう、企業や団体等を通じた周知を行うことも検討してまいります。

次に、2点目のうち、マイナンバーカードを活用した福祉医療の資格確認についてでございます。

地方単独医療費助成、いわゆる福祉医療費助成の資格確認機能がスマートフォンに搭載されるか否かにつきましては現時点では未定ではございますが、今後拡充された場合におきましても、1台のスマートフォンに登録できるのは1枚のマイナンバーカード情報とされているため、保護者のスマートフォンに子どものマイナンバーカード情報を搭載することはできません。

また、15歳未満及び成年被後見者については、スマートフォン用・電子証明書を原則利用できないといった制約がございます。

そのため、将来的には運用変更の可能性もありますが、現在のところ、受診の際は子どものマイナンバーカードを提示していただくことになろうかと考えております。

次に、3項目めの3点目のうち、医療的ケア児への支援体制の整備についてでございます。

医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉等に関する必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対して適時適切にご提案するとともに、教育や子育て等を含めた関係機関につなぐ役割を担うことが期待されております。

具体的な例といたしましては、医療的ケア児等が病院を退院する際、コーディネーターを中心に、退院後の生活に必要な支援内容を関係機関で情報共有しつつ対応することにより、切れ目のない支援を提供できることが挙げられます。

今後、姫路市地域自立支援協議会からいただいたご意見等を踏まえ、令和7年度中の体制整備に向け、準備を進めてまいります。

次に、5項目めでございます。

まず、デジタル体験イベントについてでございますが、昨年11月25日に総合福祉会館において、高齢者のデジタル・ディバイド対策事業の普及啓発を目的に、高齢者が気軽に楽しみながらスマートフォンの活用方法やeスポーツ体験などデジタルに慣れ親しんでいただけるイベントを開催したところ、スマホ活用体験やスマホ相談なども含めて、延べ100名の方に参加していただきました。

参加者からは、「楽しかった。」「役に立った。」など好評いただき、「身近な地域でも開催してほしい。」「高齢者だけでなく全年代が参加できるようにしてほしい。」などのご要望がありました。

また、運営ボランティアとして参加していただいた10

名の大学生からは、「普段関わることが少ない世代と交流できた。」「高齢者と同じ目線で楽しめた。」などの感想をいただき、結果的に多世代交流の場になるなど、十分な成果があったと分析をしております。

次に、公民館でのeスポーツの導入についてでございますが、eスポーツはフレイル予防や認知症予防の効果を期待できることから、今回のイベント実施結果を踏まえ、他都市の事例等も参考にしながら、来年度からの試行実施に向けて、公民館を所管する市民局と連携して計画を進めてまいります。

次に、ひめじポイントとひめさんぽの2つのポイント制度のすみ分けでございます。

ひめじポイントにつきましては、ひめパスアプリを使用し、通いの場であるいきいき百歳体操への参加や介護支援ボランティア活動などの実績に応じて、ポイントを付与しております。

また、ひめさんぽにつきましては、フレイル予防アプリを使用し、歩数や脳トレ回数等の目標達成に応じてポイントを付与しております。

このうち、ひめじポイントの交換手続につきましては、今年度4月から9月にかけてサポート会を開催し、操作の支援を行ってまいりましたが、高齢者の皆様には難しい面もございますので、令和7年度から簡単に操作ができるひめさんぽへの移行を予定しております。

現在、ひめパスアプリからフレイル予防アプリへの移行に向けたユーザー情報のひもづけ登録を進めておりますが、新旧両方のアプリを操作する必要があるため、高齢者からは「操作方法が分かりにくい。」など不安の声を伺っております。

そのため、デジタル・ディバイド対策事業として開設しておりますスマホサロンやスマホ教室などを活用し、登録手続の支援を行っているところでございます。

今後も、高齢者に寄り添ったデジタル・ディバイド対策を推進するとともに、デジタルを活用した介護予防やフレイル予防の取組を強化してまいります。

次に、8項目めの（仮称）姫路市動物保健センターについてでございます。

動物管理センターにつきましては、保健所の大規模改修工事に合わせ、同施設の地下に移転整備する予定でしたが、整備方針を見直し、市川美化センター南側隣接地の市川ふれあい緑地に新設することといたしました。

整備スケジュールといたしましては、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度に建築工事に着手し、令和10年度中に供用を開始したいと考えております。

新施設に求められる機能や市民の声を基本設計に反映させるため、令和7年度から動物愛護推進員や保護活動家等、各分野の専門家を集めたワーキンググループを立ち上げ、ご意見を伺ってまいります。

次に、基金の造成につきましては、他都市の状況を調査したところ、安定的な資金調達及び継続的な動物愛護事業の実施に若干の不安要素が見られるため、本市の現状に則した基金設立の在り方について、引き続き調査研究を進めてまいります。

次に、条例の制定についてでございますが、兵庫県には動物の愛護及び管理に関する条例があり、これに基づく兵庫県動物愛護管理推進計画に本市も参画して運用しているため、本市独自の条例制定については現段階では考えてございません。

最後に、ペットと防災に関する情報発信につきましては、防災士や動物愛護推進員の協力を得て講習会やイベントを開催し、必要な備蓄品や心構えについて啓発を実施しております。

令和6年度は、動物愛護フェスティバルでのペット防災啓発ブースの設置、兵庫県安全の日イベントでのペット防災啓発ブース設置とステージでの講習、兵庫県と共催したペットの防災セミナーの開催などを実施いたしました。

今後も、関係機関や動物愛護推進員と連携して、有益な情報を発信してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、1項目めの1点目のア及びエのうち、こども未来局所管部分についてお答え申し上げます。

まず、育児用品ギフト事業についてでございますが、これは新たな命の誕生を祝福し、経済的支援と子育て情報の発信を目的として、生後4か月までの乳児を持つ家庭に対して実施されます乳児家庭全戸訪問事業の訪問機会を通じて、おむつ等の育児用品1万円相当のギフトカードを配布するものでございます。

対象は、令和7年4月2日以降に生まれた子どもとしており、令和5年度の出生数3,573人を踏まえ、令和7年度は

3,600人分を予算計上しております。

議員お尋ねの、配布予定数は今後の出生数について姫路市として期待する数を踏まえて計上すべきではないかについてでございますが、出生数は、全国的に近年減少の一途をたどっておりますが、本市としましては、姫路市総合計画「ふるさと姫路プラン2030」の中の政策、「健やかな成長を支える子育て環境の充実」の政策の進捗を測る指標において、出生数の減少傾向の抑制を目標とし、令和7年度目標値を3,467人と設定しており、配布予定数は適正であると考えております。

今後、目標値を踏まえつつ、実態を考慮した対象者数の計上に努めてまいります。

次に、エのうち姫路市結婚新生活支援補助金事業につきましては、新たに婚姻した夫婦を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策の強化に資することを目的に、令和3年度から実施しております。

また、本事業はこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、こども家庭庁は、親族間の住宅売買や賃貸借契約において補助を受給するための不自然な契約でないよう留意することとしており、本市におきましては、本事業の実施に当たって、議員ご指摘の2親等以内の制限を設けているところでございます。

一方で、本事業における住宅リフォーム費用に対する補助につきましては、リフォームを行う住宅の所有者が新婚夫婦の2親等以内の親族であっても、当該夫婦名義でリフォーム工事を契約し費用を支払っている場合、当該費用について補助対象とすることができることから、空き家の活用にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

原田デジタル戦略本部副本部長。

○原田 学デジタル戦略本部副本部長（登壇）

私からは、1項目めの1点目イ及び5項目めのうちデジタル戦略本部所管分についてお答えいたします。

まず、1項目めの1点目、イ、生活の質を高める「デジタル改革」についてでございますが、姫路市公式LINEは、令和5年10月のサービス開始以降、メッセージ配信機能だけでなく、道路・公園等の不具合の通報・報告機能、災害時に備えた命のパスポート機能などのほか、昨年9月にサービスが終了したひめじプラスのごみの日通知機能を引

き継ぐなど、順次サービスを拡充してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、市民の皆様への周知がまだ十分ではないと認識しております。

議員ご提案のAIチャットボットの活用につきましては、市民の皆様のご質問に対し、市公式LINEの機能を使った解決方法についてもより幅広くご案内できるよう、AIに学習させるFAQの充実を図ってまいります。

このほか、周知方法として、転入者の方には、ごみの日やイベント情報の通知機能を、子育て世帯の方には子育て情報の受信や赤ちゃんの駅検索機能を、防災訓練の際には避難所や災害時の情報発信機能など、対象者やイベントに合わせた効果的な周知に努めてまいります。

今後とも、デジタル技術を活用した取組について市民の皆様により広くご理解いただき、また、各種サービスを便利に活用していただけるよう情報発信に努めてまいります。

具体的には、広報ひめじにおきまして、市公式LINEをはじめ、高齢者や子育て世帯など、様々な分野での本市のDX施策をまとめた特集を適宜掲載するなど、効果的な広報・周知を行ってまいります。

次に、5項目めの子育てサポート推進のため、ひめじこ手帳からプレミアム商品券等に申込みできる仕組みの導入が必要ではないかについてでございますが、デジタル戦略本部ではマイナンバーカードによる認証を基点として、子育て支援をはじめとした様々な行政サービスをワンストップで利用できる仕組みの導入を目指しております。

これまでに、マイナンバーカード認証を元に、子ども・子育て関係の通知を中心に電子通知サービスを導入しておりますが、令和7年度は、電子通知サービスのデジタルIDを他のサービスにおいても利用できる共通のデジタルIDとして拡張いたします。

さらに、このアプリ上で市民ポータルを構築し、デジタルチケットや議員ご提案のデジタル商品券といった給付サービスを統合的に提供できる環境を整備いたします。

今後とも、デジタルの利点を最大限に活用し、市民にとって分かりやすく利便性の高い仕組みを提供していくとともに、広く使っていただくため、健康福祉局や観光経済局等、関連部局で連携し、様々な対象の方々に合わせた支援を行ってまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長（登壇）

私からは、1項目めの1点目のウ、及び9項目めについてお答えいたします。

まず、1項目めの1点目のウ、成長を促す「グリーン改革」のうち住宅用宅配ボックス設置支援についてでございますが、この事業は宅配サービスの利用において不在などを原因とした再配達が増加することで、配送過程で排出される温室効果ガスの削減が期待されることから、市民に対し宅配ボックスを設置する費用の一部を補助し、ボックスの普及を図ることで、宅配サービスの利用時に置き配の選択を促すものでございます。

補助金の申請手続は、ボックスの購入を決めた段階で交付申請書を市に提出していただくことから始まります。申請を受け付けた後、対象となる宅配ボックスが補助要件に合致している場合には、申請者に交付決定通知をいたします。

また、実際に補助金を受けるために注意していただく点といたしましては、宅配ボックスを購入する前に補助申請書を市に提出いただく必要があること、購入予定のボックスが市の要件に合致していることが挙げられます。

事前に交付申請書の提出が必要であることなど申請手続についての周知に努めてまいりたいと考えております。

令和7年度においては郵送による申請を想定しており、オンライン手続を導入する予定はございません。今後、全庁的な行政手続のオンライン化の取組の中で導入を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、森林環境譲与税を活用した森林環境整備についてでございますが、現在、市内で市民の方が主体となり里山林の整備を実施している地域は、安富町皆河をはじめとした4地区でございます。これらの地域では、国や県の助成事業を活用し、不良木の伐採や草刈りなどの里山林の整備を実施されております。

これに加え、今回、本市が新たに森林環境譲与税を活用した支援事業を創設したことにより、国や県の助成事業を活用できない小規模な里山林3地区において整備を予定しております。

次に、公共インフラ施設周辺の森林整備促進についてでございますが、立木はその土地を所有する個人の所有であることから、管理責任は土地所有者にあります。

しかしながら、枯損木や大径木等の危険木が多い場合は

伐採費用が高額となることから、土地所有者による対応が困難であるため、周辺住民の生活への影響が懸念されます。

今回、公共インフラ施設周辺の森林を対象として、危険木の伐採などの森林整備に要する費用の一部を支援する事業を創設することにより、森林所有者の負担軽減と周辺住民の安全と安心の確保を図ってまいります。

なお、助成額は事業費の2分の1とした上で50万円を上限としていることから、上限額を超える費用につきましては所有者の負担となります。

次に、未整備森林の安全確保に向けた所有者の理解を得るための手法についてでございますが、管理が不十分な森林は倒木や土砂災害等の被害を誘発する危険性があるため、現在、市のホームページを活用し、市民の皆様へ事業の周知を図るほか、林野庁などの関係機関が作成するリーフレットなどを林産振興課に配置するとともに、農林漁業まつりなどのイベントに会場される方に対し、啓発パネルを展示しております。引き続き、森林の土砂災害防止機能を高めるための治山事業や森林整備事業について積極的に周知してまいります。

次に、9項目めの鳥獣害対策の現状とスマート化についてお答えいたします。

まず、侵入防止柵設置の効果についてでございますが、農地等への侵入個体数の減少のほか、併せて設置するわなの捕獲効率の向上が挙げられます。

実際に柵を設置した地域から農作物被害が低減されたとの報告を受けており、一定の効果があると評価しております。

鳥獣によって柵を破られたり、川などで柵が途切れることによる被害につきましては、地域の方々に柵の管理を徹底していただいたり、トレイルカメラを設置して鳥獣の侵入経路や鳥獣の種類を確認することで、効率的にわなを仕掛けるなどの対策を猟友会と連携して行っております。

地域全体で統一した取組といたしましては、議員お示しのとおり、田畑ごとの侵入防止柵の設置では当該農地は守れるものの効果が限定的であるため、主に国の補助事業を活用して地域に必要な資材を一括提供し、地域一体となった設置及び管理に取り組んでいただいております。

このほか、鳥獣対策サポーター派遣事業として、希望する地域に獣害対策の専門家を派遣し、集落全体で獣害対策を実施できる人材を育成するなど地域一体となった取組を支援しており、これらの取組を通じてその効果の検証を

進めてまいります。

次に、鳥獣害対策におけるスマート技術の活用についてでございますが、わな猟の捕獲効率の向上と有害捕獲等事業の従事者の負担軽減を図るため、わなに装着し遠隔地から作動状態を確認することができるセンサーの購入補助を令和4年度から実施しております。令和7年1月までの補助実績は53件となっております。

また、県が令和4年度に構築した兵庫県獣害対策GISを活用して、関係機関と地域が連携して効果的な鳥獣害対策に取り組むなど、スマート化を推進してまいります。

今後におきましても、捕獲、侵入防止、寄せつけないの3つの方策を基本に、地域の皆様、猟友会及び国・県等の関係機関と連携して、鳥獣被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

加藤都市局長。

○加藤賢一郎都市局長（登壇）

私からは、1項目めの1点目、エ及び2点目のうち都市局所管部分についてお答えします。

まず、1項目めの1点目、エのうち、市内の老朽空き家の登記状況の変化、空き家対策への影響、相談体制の強化についてでございます。

議員お示しのとおり、相続登記の義務化は令和6年4月から開始されており、それ以前に相続した不動産も義務化の対象となりました。

本市に通報のあった老朽空き家につきましては全て現地を確認するとともに、土地・建物の登記事項証明書を取得して所有者情報を確認しておりますが、登記状況に大きな変化は見られません。

考えられる理由といたしましては、義務化されてから1年経過していないこと、猶予期間が設けられていること、義務の対象が相続により取得したことを知った不動産であることから、相続人が不動産を認知できていないことなどが考えられます。

令和6年11月に開催した本市の空家等対策協議会におきましても、委員の方から「相続登記の義務化は、現在問題が発生している空き家に対する即効性がある訳ではないが、将来の空き家問題の予防につながる。」とのご意見をいただいております。今後、相続登記の義務化が浸透することで所有者の特定が容易になるとともに、空き家の市場流通が促進されるものと期待しております。

また、相談体制の強化につきましては住宅課で相談に随時対応しているほか、固定資産税の納税通知書に住宅課からのお知らせを同封して、相続登記の義務化や無料相談会、相談窓口の紹介など啓発に取り組んでおります。

さらに、住居を空き家にさせないための「あなたとマイホームのためのエンディングノート」では、空き家化の予防をはじめ、終活支援事業やおくやみガイドを掲載するなど、庁内で連携して啓発の強化に取り組んでおります。

次に、空き家バンクについてでございますが、本市では空き家バンクの登録物件の充実を図るため、令和6年4月から市内郊外部の空き家をバンクに登録された所有者に登録謝礼金をお支払いしております。

令和6年度中に物件登録された11件のうち9件が空き家バンク登録謝礼金制度の対象であったことから、物件の登録に一定の効果があったものと考えております。

また、制度導入後の空き家バンク全体における成約率や利用者数に大きな変化はございませんが、本市空き家バンクの成約率は60%と高く、今後、成約数が増加するものと期待しております。

また、空き家バンク登録物件の取得に際し、若者世帯郊外UJIターン事業の拡充メニューとして新たな補助制度を創設することで、若者世帯の郊外部への移住が促進され、空き家の解消につながるものが期待できるものと考えております。

次に、1項目めの2点目のうち、液状化の危険性が高い地域の新築住宅を対象とした地盤改良等の補助についてでございますが、県内では住宅の液状化対策を支援する制度を導入している自治体はなく、本市も県内の他都市と同様に、既存住宅の耐震化促進に優先的に取り組んでいるところでございます。

液状化対策の支援につきましては、他都市の状況も踏まえつつ調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳谷危機管理担当理事。

○柳谷耕士郎危機管理担当理事（登壇）

私からは、1項目めの2点目及び7項目めの2点目のうち、所管部分についてお答えいたします。

まず、1項目めの2点目の液状化についてでございますが、山崎断層帯地震、また、南海トラフ地震の被害想定結果や液状化危険度分布を市ホームページに掲載し、市民の皆様

には液状化リスクを含め、平時から災害発生時の避難方法や避難経路をご確認いただくよう、周知啓発に努めているところでございます。

今後、避難経路の確認も含め、市民の皆様の避難行動につながるよう、分かりやすい液状化ハザードマップの作成に向けて取り組んでまいります。

次に、トイレトレーラーについてでございますが、平時には姫路城周辺に配置し、配慮が必要な観光客の方等のトイレとして活用するほか、大規模イベント等の会場にも配置し、トイレの混雑緩和を図ってまいります。

こうしたトイレトレーラーの活用などを通じて、災害時のトイレの衛生面の重要性や防災意識の普及啓発にもつながってまいります。

次に、避難所におけるマイナンバーカードの活用についてでございますが、現在、兵庫県において、家屋被害認定調査・被災者台帳システム管理等業務の県下統一システム導入に関する実務検討会が進められております。

間もなく一定の方向性が示される予定であり、その結果を踏まえ、令和8年度の導入に向けた準備を進めてまいります。

なお、議員お示しのマイナンバーカードの保険証機能と連携した服薬情報の確認などについては、現段階ではそうした機能を有したシステムは確認できておりませんが、情報技術の進展状況等を把握しつつ、より効果的・効率的に被災者情報が集約できるよう、引き続き調査・研究を進めてまいります。

次に、7項目めの2点目についてでございますが、本市における自転車事故の件数については減少傾向にはあるものの人身事故件数の約3割を占めており、兵庫県内の他都市と比較して高い水準にあり、自転車による交通事故がいまだ多く発生している状況がございます。

自転車ヘルメットの着用が努力義務化された令和5年4月1日以降の本市の交通事故防止対策といたしましては、着用率の低い高齢者や高校生等を対象として、自転車ヘルメットの購入助成を実施するとともに、市内警察署や交通安全協会等とも連携しながら、季節ごとの交通安全運動・交通事故防止運動や、小中学生や高校生等に対する自転車安全運転教室を開催するなど、ヘルメット着用意識の高揚に向け、機会をとらえて、広く市民の皆様への周知・啓発活動を行っているところです。

令和6年11月1日に改正道路交通法が施行された際には、

自転車乗車中のながらスマホや酒気帯び運転が罰則の対象となることを機に、改めて、自転車ヘルメットの着用も含め、教育委員会等を通して市内の各小中学校、高校、幼稚園、保育所及びこども園等の教職員や児童・生徒とその保護者への周知・啓発を図っております。

また、兵庫県では、令和7年度から県内の高校生を対象として、自転車ヘルメットの着用と交通法規順守に向けた学習及び啓発活動などの取組を生徒が主体となっていく自転車安全利用モデル校制度を実施予定であり、現在、参加を希望する市内を含む県下の各高校との調整がなされているものと聞いております。

本市といたしましても、このような取組と併せて、教育委員会や警察など各関係機関等と連携しながら、自転車ヘルメット着用率の向上をはじめとした自転車交通安全対策の取組をさらに進めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

澤野市民局長。

○澤野 真市民局長（登壇）

私からは、1項目めの2点目のうち市民局所管分、及び4項目めの1点目についてお答えいたします。

まず、1項目めの2点目のうち、災害時における市外からのボランティアについて、スマートフォン等で受付が可能なシステムの導入についてでございますが、昨年発災しました能登半島地震での災害ボランティアセンターの運営にもアプリが活用されており、情報の一元化やセンター職員の作業負担の軽減など、ボランティアをしたい方だけでなく、受入側にもメリットがあると認識しております。

本市といたしましては、引き続き、災害ボランティアセンターの運営主体となる姫路市社会福祉協議会と連携し、他都市の状況を把握しつつ、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの1点目についてでございますが、本市ではインターネット上の個人への誹謗中傷等があった場合の相談窓口として、法務大臣が委嘱した人権擁護委員による特設人権相談を市役所本庁のほか市内5か所の公共施設で指定日に開設するほか、姫路市人権啓発センターや人権啓発課で随時、職員が対応しております。

その中で解決策について相談があった場合は、総務省所管の違法・有害情報相談センターなどを紹介しており、また、被害者支援のため、具体的な救済等が必要と判断した

場合には、人権擁護機関である法務局につなげております。

このほかにも市民総合相談室で弁護士による法律相談を開催しており、引き続き、これらの相談窓口の周知に努めるとともに、今後の相談件数等の状況を踏まえ、関係機関と相談体制の拡充について検討してまいります。

続きまして、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法につきましては、現在、総務省において、SNS等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷等インターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置を義務づけるため、政令のほか、省令・ガイドラインの策定が進められております。

また、県におきましても、国の動向を踏まえ、令和7年度中に誹謗中傷等の抑止を図る条例の制定が予定されております。

現在、本市におきましても、インターネットモニタリングを通じて、姫路市における部落差別、市内の在住外国人に対する差別的表現など、悪質な投稿や書き込みを確認した場合、サイト管理者や運営事業者に対し削除要請等の必要な対応を実施しておりますが、引き続き国や県での運用状況やプラットフォーム事業者の今後の取組を注視するとともに、官民による周知啓発活動等により一層推進してまいります。

次に、本市におけるSNS上でのデマや誹謗中傷への対応についてでございますが、市職員が公務に関することでインターネット上における誹謗中傷等の被害を受けた場合、また、市に対する虚偽情報や誹謗中傷による業務遂行に影響を及ぼした場合、組織として早急かつ実効性のある対策を検討し、必要な措置を講じることとしております。

具体的には、職員倫理課に相談窓口を設けており、事案に応じてサイト管理者や運営事業者に対し削除請求等を実施するほか、被害の重大性を判断した上で、投稿者に対し刑事告訴や損害賠償請求等を実施することも予定しております。

今後も職員が安心、安全に業務を遂行できるよう、組織として対応してまいります。

次に、迅速な情報発信とファクトチェックの強化についてでございますが、インターネット上の真偽不確かな偽・誤情報に対抗するためには、情報の真偽を検証するファクトチェックを推進することが重要であると考えておりま

す。既に一部のプラットフォーム事業者がファクトチェック機能を付与してSNSを運用しており、こうした運用を広げるため、国においてファクトチェックを専門とする機関などによるビジネスモデルの確立等が検討されております。

本市といたしましては、これらが今後どのように取り扱われるのかを注視してまいりたいと考えております。

最後に、市民のSNSリテラシー向上策についてでございますが、これまでもインターネットを正しく利用できるよう、インターネットと人権をテーマとした講演会等の開催や広報紙への掲載など、啓発活動を進めてまいりました。

今後も、来月に改定予定の姫路市人権教育と啓発実施計画に基づき、人権課題の1つであるインターネット上の人権侵害の防止に向けて関係部局で連携し、教育活動を通して、多くの情報の中から適切に取捨選択する力や、他者を思いやった発信の在り方について児童生徒に伝えるとともに、啓発誌や講演会等を通じて、インターネットの正しい利用に関する啓発活動により一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、1項目めの3点目、2項目め及び5項目めのうち観光経済局所管部分並びに6項目めについてお答えいたします。

まず、1項目めの3点目「くらし」を豊かにする市政でございますが、議員お尋ねの新たな文化芸術事業につきましては、可能な限り多様なジャンルを取り入れ、「ふれる」「つくる」「つなぐ」をコンセプトに、誰もが参加・体験でき、市民みんなで創り上げ、若者が夢を描けるような事業を、本年9月中旬から11月下旬まで約2か月間にわたり開催いたします。

まず、「ふれる」事業では、鍵盤ハーモニカ等による、年齢や性別、障害の有無を問わない市民参加型の合奏イベントや、大手前通りのほこみち、大手前通りイルミネーション開催時の歩行者天国を活用したストリートダンスや大道芸、また、書道パフォーマンスの披露や作品展示なども計画しており、誰もが多彩な文化芸術に触れられる機会を設けてまいります。

次に、「つくる」事業では、イベント名の市民公募や文

化団体等の協力によるPR動画の作成に加え、期間中に開催される民間の文化芸術イベントに本事業の冠を付けていただき、チラシやSNS等を通じた一体的なプロモーションを行うなど、事業の準備段階から市民とともにつくり上げ、姫路の秋を彩る中核事業として実施いたします。

さらに、「つなぐ」事業では、その分野のプロフェッショナルと中高生をつなぐコラボステージや、楽器の演奏体験を通じて文化芸術への興味を広げる音楽ワークショップなどを予定しております。

新たな事業では、市民の皆様には様々な形で参画していただき、文化芸術のつくり手と受け手がともに楽しめ、主役になれる事業を目指すとともに、第2回以降も新たなジャンルを取り入れ、ブラッシュアップを重ねながら、より良いイベントとなるよう努めてまいります。

次に、2項目めの令和7年度予算についてでございますが、姫路城の縦覧料にかかる令和7年度の年間影響額の試算根拠につきましては、縦覧料の改定を令和8年3月1日からとしており、改定の有無による1か月分の縦覧料の差額としております。

次に、令和8年度以降の影響額でございますが、改定に伴う日本人の有料入城者の減少も加味したうえで試算しており、令和5年度決算額の約11億2,000万円と比較すると、10億円程度の増収を見込んでおります。

次に、縦覧料改定後においては、姫路市民可否かの確認方法につきましては、原則マイナンバーカードの活用を考えており、18歳未満の確認については、明確に18歳未満と判別できる場合を除き、マイナンバーカードや学生証、パスポート等の提示をお願いしたいと考えております。

次に、混雑解消を含めた入城時のオペレーションにつきましては、大阪・関西万博の開催期間中、日時指定デジタルチケットの試験的導入に伴い、専用の入口を設ける予定であり、デジタルチケットを購入された方については、指定された時間での円滑な誘導が図れると考えております。

次に、5項目めの、デジタル・ディバイド対策と各種ポイント制度やプレミアム付き商品券の在り方についてでございますが、令和6年度のプレミアム付き商品券事業においては、デジタル商品券のみの発行であったため、紙タイプも含めた令和5年度との申込者数の比較では、申込者の延べ人数が約17万3,000人から8万5,000人へと50%以上減少しております。

また、申込者の年代別構成を比較いたしますと、30代か

ら60代の申込者の割合が増加した一方で、20代以下と70代以上の割合が減少しており、議員ご指摘の通り、特に15歳以下の構成比は約8%から1.9%へと大幅に減少しております。

これは、デジタル商品券の申込方法が、従来から1台のスマートフォンごとに専用アプリを通じて申し込む方式を採用しているため、一般的にスマートフォンの所有率が、他の年代に比べて低い就学前の児童や小学生、中学生世代の申込みが少なくなっているためと考えております。

そのため、令和7年度のプレミアム付き商品券事業では、新たに子育て応援枠を設けて、プレミアム率を大きくするとともに、申込方法も、子どもがいる世帯の代表者が、自身のスマートフォンの、子どもの分も合わせて申し込めるよう計画しており、世代間で実質的な申込機会の違いをなくしていきたいと考えております。

最後に、6項目めのアウェアネスカラーライトアップについてでございますが、姫路城の夜間ライトアップにつきましては、姫路城保存活用計画で、「カラー点灯にあたっては、世界遺産であることを踏まえ、公共性・公益性に加え世界的な規模でのメッセージ性の高い場合に限る活用を原則とする。」とうたっており、これを基に運用しております。

次に、アクリエひめじの夜間ライトアップにつきましては、現在、平時においてはウクライナカラーとしておりますが、全館利用の催事が開催される際には、主催者の希望に応じてライトアップを行うとともに、姫路城と連動したアウェアネスカラーライトアップを行っております。

アウェアネスカラーライトアップについては、啓発の実施団体が関連する市の関連部署を通じて許可申請がなされ、許可する際にライトアップでの啓発活動だけで終わるのではなく、他の活動も実施するよう働きかけを行っております。

議員ご提案の啓発を求める公共的団体や協賛企業からの寄付や協賛金については、実施団体が主体的に考えるべきものでございますが、今後、関係部署とも連携しながら受入れにかかる制度を研究したいと考えております。

次に、寄附や協賛金を受け入れた事例についてでございますが、令和6年度に実施したアウェアネスカラーライトアップにおいて受け入れた事例はございませんでした。

今後、新たなアウェアネスカラーライトアップの相談があった場合、引き続きライトアップだけの啓発活動で終わ

るのではなく、他の活動も実施するよう、積極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

山本総務局長。

○山本 聡総務局長（登壇）

私からは、1項目めの4点目、2項目めのうち総務局所管の部分及び4項目めの2点目について、お答えいたします。

まず、1項目めの4点目のうち、庁舎内保育施設についてでございますが、庁内保育施設につきましては、子育て世代の職員等が安心して勤務できる環境を提供するため、令和8年4月1日の開園を目途に、令和7年度中に本庁舎北別館を改修し、整備するもので、対象年齢はゼロ歳児から2歳児まで、受入人数は6名程度を想定しております。

また、施設の運営につきましては、民間事業者から公募する方向で調整しており、現在、運営方針や募集要項等の検討を行っているところでございます。

次に、男性職員の育休取得日数の減少の分析についてでございますが、男性職員の育児休業の取得率は、年々増加しており、令和7年1月末時点で77.6%となっております。一方、議員ご指摘のとおり、平均取得日数は、減少傾向にあり、令和7年1月末時点で57.2日となっております。これは、誕生日から57日以内に取得することができる育児休業と、子が満3歳になるまでの間に取得することができる育児休業のいずれについても、2回に分割して取得することができるようになったことが影響しているものと考えております。

次に、多様な支援策の活用状況についてでございますが、育児の例で申し上げますと、育児短時間勤務制度は、現在8名の職員が利用しているほか、小学校就学前までの子を対象に取得できる部分休業は101名、小学校3年生までの子を対象に取得できる子育て部分休業は27名が今年度新たに取得するなど、育児休業以外の制度につきましても多くの職員が利用しております。

次に、タレントマネジメントシステムについてでございますが、タレントマネジメントシステムの導入により、職員の人材情報を一元化・見える化し、人材の育成、最適配置、職員の意欲・能力の向上に活用することができるものと考えております。

同システムを有効に活用することにより、職員一人一人の生産性の向上を図るとともに、組織力の最大化に取り組

んでまいります。

スケジュールや運用方針につきましては、令和7年度中に同システムを導入し、客観的なデータによる人材の最適配置等の分析が行えるよう、まずは、現在、別々に管理している人材情報を同システムに集約するなど、データの収集・集約に取り組むこととしております。

次に、2項目め、令和7年度予算についてのうち、郵送経費の削減につきましては、これまでから継続的に取り組んでおり、令和6年10月からの郵便料金の値上げを受け、通知文書等の廃止やデジタル化の検討など、改めて郵送料金の削減について徹底を図るよう庁内に周知をいたしました。併せて、職員が郵送料金や郵送手続き等を体系的に理解できるよう庁内イントラネットを刷新し、周知・啓発を行っております。

また、郵送時に最も適当な方法を選択しているかを確認するため、令和6年度においては、抜き取り確認を7月と2月に実施し、その結果、より安価な郵送方法に変更できる事例につきましては、該当の所属に対して指導を行いました。

さらには、法令等の規定があるもの等を除き、発出する必要性が低い通知文書等については、発送の廃止を含めて検討するよう啓発しており、令和6年度より固定資産税等の税関係の口座振替済通知を廃止いたしました。

議員お示しの、各種イベントや式典等の出欠を二次元バーコードいわゆるQRコードを読み込み、インターネット経由で回答する方法につきましては、郵送料金の削減に加えて、招待者の利便性向上や職員の事務負担の省力化にもつながるものと認識しており、今後も、秘匿性の高い情報に留意し、デジタルディバイド等にも配慮しながら、通知文書等のデジタル化とともに導入を進めていくよう啓発してまいります。

次に、4項目めの2点目、姫路市公共施設等総合管理計画と各施設の設備・備品の利活用についてでございますが、現姫路市公共施設等総合管理計画において、議員お示しの設備や大型備品の取扱いに関する運用指針は定めておりませんが、公共施設の統廃合や用途変更等により不用となったものにつきましては、全庁掲示板にて不用品情報を共有し、他の公共施設で利活用できるようにしております。

今後、公共施設のマネジメントに取り組むことにより、不要となる備品等は増加することが予想されるため、次期計画の推進に当たっては、各施設とも十分に連携し、引き

続き、積極的な備品等の利活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、2項目めのうち教育委員会事務局所管分、3項目めの1点目、2点目及び3点目のうち教育委員会事務局所管部分、7項目めの2点目のうち教育委員会事務局所管部分について、お答えいたします。

まず、2項目めのうち、旧市場跡地の土地収用法に基づく手続の検討についてでございますが、旧市場跡地の用地取得の状況につきましては、現在、地権者の皆様と順次契約を進めているところでございます。令和6年度予算につきましては、手続上、一部を来年度に繰り越すものの、全てを執行する見込みでございます。また、その他の土地購入経費につきましては、令和7年度予算に計上しております。

土地収用につきましては、高等学校施設は土地収用法第3条に「土地を収用し、又は使用することができる事業」として掲げられており、制度上対象となる事業でございますが、実行するためには事業認定や裁決といった手続が必要となってまいります。

また、協議による任意取得が基本でございますので、旧市場施設の解体が完了する令和7年9月末を一つの目途として、全ての地権者の皆様から合意が得られるよう引き続き努力してまいります。

次に、3項目めの1点目「姫路の学びが、変わる」についてでございますが、子どもの学校改革応援プロジェクトにつきましては、2月27日時点で入金が確認できたものを集計しますと、インターネット経由でおおよそ410万円、現金振込や企業からの寄附なども合わせますとおおよそ685万円もの寄附をいただいております。多くの方々からご支援をいただいたことに感謝申し上げます。

今年度はモデル事業として小中学校各1校を選定いたしました。来年度は市立学校から広くアイデアを募集する予定でございます。このプロジェクトの目的は、児童・生徒が考える未来型の学習空間を実現し、学校でのウェルビーイング向上を目指すことですので、空き教室のリノベーションに限らず、子どもたちが持っている、学校にこんな空間があったらいいなというアイデアを提案してもらいたいと考えております。

現時点で具体的な審査基準は定めておりませんが、子どもたちの思いを大切にしつつ、皆様から応援したいと思っただけのようなアイデアを選びたいと考えております。また、アイデアの実現可能性や維持管理の負担の程度などの観点も必要ではないかと考えております。

子どもたちが、自分たちが望む空間で、自分らしく学び、明日また行きたいと思える魅力ある学校づくりのため、今後もプロジェクトを継続していきたいと考えております。

探究学習に係る幼稚園から市立高校までの連携につきましては、以前から推進してきた小中一貫教育をさらに発展進化させ、幼稚園から小学校、中学校、高校までの学びを一気通貫型でつなげてまいります。一気通貫型とは、幼稚園から高校までの学びを、「学び方」と「姫路の〝ヒト・モノ・コト〟の利活用」という2つの観点で継続的につなぐことでございます。「学び方」につきましては、個々の知的好奇心を原動力として、探究のプロセスを繰り返しながら学びを深めていくものでございます。「姫路の〝ヒト・モノ・コト〟の利活用」につきましては、市街地、農山村、漁村等、性格の異なる地域を有し、各種産業、有形・無形文化財等が豊富にそろそろ本市の強みを生かした素材を起点とし、学びを深めていくものでございます。

人材確保の見通しにつきましては、姫路型探究学習の内容を理解し、教員研修やカリキュラム作成のサポートができる専門的な知識を有した企画制作者を選定していく予定でございます。

学習プラットフォームにつきましては、現在、フリースクール等に通う生徒も含め、在籍している全ての生徒に、グーグルアカウントを発行しており、メタバース型の学習プラットフォームへアクセスすることは可能でございます。また、在籍している全ての生徒に端末を貸与することができます。端末が貸与されていない生徒がいる状況といたしましては、フリースクール等で学ぶという選択により、貸与について話ができていない場合があると認識しております。

今年度、新しい端末に更新されたことや学習プラットフォームへのアクセスが可能になることも含め、改めて学校を通じて該当の生徒や保護者に対しても丁寧に発信し、必要とする全ての生徒に端末を提供したいと考えております。

次に、2点目、第3期姫路市教育振興基本計画、姫路市教育大綱についてでございますが、パブリック・コメントの

件数及び内容につきましては、令和6年12月20日から本年1月20日までの約1か月間で実施し、24通50件のご意見をいただきました。

内容としましては、「不登校児童生徒への対応について」の意見が多くございました。その他、「子どもたちに主体的で深い学びを促し、「面白い」、「楽しい」と感じる学びのデザインを進めてほしい。」「ICTを「協働的な学び」のツールとして活用し、子どもたちがともに考え、深め合うことができるようにしてほしい。」などの意見がございました。

姫路市子ども計画「ひめじ 子ども・若者みらいプラン」との関連性につきましては、姫路市教育振興基本計画は、教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を計画の対象としております。「ひめじ 子ども・若者みらいプラン」は、本市における子ども、若者及び子育て世帯を対象にした総合的な計画であり、同プランとの整合、連携を密に図りながら、本年3月に教育振興基本計画を策定し、推進してまいります。

働きがいのある学校園づくりの推進につきまして、現在、国において検討されておりますのは、年間総授業時間を維持した中で、学校裁量により、1コマの授業時間を5分短縮できるというものでございます。

今年度、本市で試験的に5分短縮授業を実施した学校のアンケートによりますと、教職員からは、「これまで以上に、1分1秒を大切に授業を進められた。」「これまでの授業を見直す良い機会となった。」などの肯定的な回答が多く、子どもからも、「今までより授業に集中できた。」など、おおむね高評価でございました。

5分短縮した分の授業時間をどのような形で振り替えていくかにつきましては、指導方法の工夫や、ICT端末の効果的な活用などと合わせて、子どもにとってよりよい授業ができるよう研究を進めてまいります。

チーム担任制につきましては、複数の教員が1つの学級に関わることにより、教員の経験年数や専門性、男女比等のバランスを取る視点からも、よりよい学校づくりにつながるものでございます。また、教科担任制は、教員の持ちコマ数や担当教科数を減らすことができるとともに、児童に専門性の高い授業を提供できます。

これらの制度につきましては、児童にとって有効だけでなく、教員の負担も軽減できるため、引き続き研究を進め、各学校の実態に応じて、学校が効果的に制度を運用し

ていけるようにしたいと考えております。

市立高校教諭の今後と教員未配置問題につきましては、高校の正規教員は、採用区分や職域が中学校の教員とは異なるため、中学校の教員として市立高校から異動させたり、県立高校から採用したりすることはできません。

一方、高校の臨時教員につきましては、市立・県立を問わず、中学校の教員免許状を所有し、任用を希望する場合には、中学校の教員として採用することが可能であることから、中学校教員の未配置解消に向けた、人材確保の方策の一つとして考えております。

いじめ問題に関する次年度への申し送りにつきましては、まず、配慮を要する児童生徒の情報に関しまして、管理職や関係教職員間での引継ぎに漏れないよう、今後も引き続き、校長会や生徒指導担当者会等で周知を図ってまいります。

また、いじめの再発防止に向けては、いじめ重大事態ガイドラインのチェックリストや生徒指導提要等を活用し、校内研修の充実を図ることで、教職員の危機意識を高め、指導力の向上に努めてまいります。

性暴力に関する対応マニュアルの作成につきましては、本市において、児童生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な行動選択ができるよう、みらいえと連携した思春期出前授業や、本市作成の性教育指導の手引きを活用した計画的な性教育を実践しております。

議員お示しの危機対応手引きは、国立研究開発法人の研究推進事業として採択されたプロジェクトの成果物としてまとめられた、非常に優れた手引きであると認識しております。そのため、新たに本市独自の対応マニュアルを作成するのではなく、性暴力事案が発生した際には、各学校において本手引きを活用し、心理、福祉の専門家や、警察、子ども家庭センター、医療機関などの関係機関と連携しながら、迅速かつ適切に対応を進めていくよう周知してまいります。

部活動の地域移行とブカツ・サポート・コンソーシアムにつきましては、指導者の要件といたしまして、市が運用する指導者バンクに登録し、運営事務局が指定する研修を受講した者として、技能等の指導のみならず、健全育成や安全・健康管理面等にも配慮できることにも留意してまいります。

姫カツの指導を希望する教職員に対しては、兼職兼業を認め、地域の指導者と同様に、適正な謝金を支払うことと

なります。

指導者への研修内容につきましては、参加生徒の心身の健康管理や安全管理、体罰やハラスメントの根絶等も含め、生徒の様々なニーズに応えながら、健全育成に資する研修内容を検討してまいります。

また、姫カツの地域展開においては、ブカツ・サポート・コンソーシアムのような部活動地域展開の運営を支援する民間企業等との連携も有効であると考えております。引き続き必要な支援が得られるよう、民間企業とも連携してまいります。

次に、3点目、医療的ケア児への支援体制の整備についてでございますが、二次調理の実施につきましては、全市の小中学校で一律的な運用を行っていく必要があると認識しており、実施に向けて必要な人員体制や衛生的に調理を行うための調理場所の確保など、課題解決に向け関係部署と連携し、検討を進めているところでございます。

また、令和7年度からの試行的な実施に向けて、ガイドラインやマニュアルの作成、必要な調理器具の調達や調理方法の研修を行い、安全な給食を提供するため、調査研究を進めているところでございます。

次に、7項目めの2点目、自転車ヘルメットの着用の努力義務化以降の交通事故防止対策についてでございますが、現在、市立高校では、自転車通学時の着用は義務化はしていませんが、今後、これまで進めてきたヘルメット着用の推奨、安全性の周知に加え、生徒が主体的に進められるよう、生徒を交えた自転車通学時のヘルメット着用義務化についての議論を促し、その結果を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

加藤総合教育監。

○加藤 聡総合教育監（登壇）

私からは、3項目めの2点目についてお答えいたします。

まず、姫路市教育大綱に対するパブリック・コメントの件数及び内容についてですが、21通43件のご意見をいただきました。

主なご意見としては、「教員の負担軽減の推進」や、「子どもまんなか社会」の実現にむけた子ども若者の意見尊重・社会参画」などがありました。いただいたご意見の主旨を踏まえ本文を修正し、より伝わりやすい文章といたしました。

次に、姫路市教育大綱と、姫路市第3期教育振興基本計画、姫路市子ども計画との関連性についてでございます。

教育大綱は、市の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

一方で、教育振興基本計画及び子ども計画は、理念や目標に加え、施策・事業の詳細な取組内容を示すものであり、教育大綱の改定にあたっては、それぞれの計画と整合性を図り、担当部局の間で協議・調整を重ねました。

新たな教育大綱における5つの基本方針は、1、多様な学びを通じて、子どもたちの生きる力を育みます。2、誰ひとり取り残されない教育環境を整えます。3、社会全体で子どもの健やかな成長を支えます。4、誰もがいつまでも学び、豊かな心身を育む機会を充実します。5、歴史・文化をたいせつにし、ふるさとを愛する心を醸成します。となっています。

この新しい教育大綱を羅針盤として、教育振興基本計画及び子ども計画等に基づき、各関係部署が緊密に連携しながら、本市のひとづくりに向けた教育施策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

市民クラブ代表 駒田かすみ議員。

○市民クラブ代表 駒田かすみ議員

それぞれにご答弁ありがとうございました。

それでは2点ほど、第2問させていただきます。

1点目はメディアリテラシー関係なんですが、これ、デジタル・ディバイド対策についても同様のことが言えると思うんですが、現時点では、テレビのリモコンにもユーチューブのボタンがついているなど、言ってしまうと既存の法規制をされていて正しいものと分かるメディアと誰でも発信ができるネットメディアっていう部分、ここの境界が非常に分かりにくくなっている。

そんな中で、言ってしまうと、玉石混交の中の情報から正しい一次情報、これをたどり着く方法っていうのが、いろいろなところで確立されていないのではないかっていうような部分があるかと思います。

これについて、特に学校教育の場面なんかでは、インターネットに載っているから正しいではなくて、その載っている情報の出どころ、いわゆる元々の場所、どういふところから調べるべきなのかというような、そういうリテラシ

一教育、これまでのメディアリテラシーとかネットリテラシーというのは、マナーだとかモラルだとかいうような精神面っていう部分ではなくて、今後は情報の取捨選択をするための技術面っていうのが必要になってくるんじゃないかと思いますが、これについて何か方策があればお答えください。

もう1点、動物愛護に関してソフト面での対応、基金とは難しいっていうような状況っていうのは分かりました。

ただ、例えばふるさと納税の中で、返礼品として保護猫とか保護犬、これに対するワクチン接種とか非妊とか去勢手術っていうようなメニューとして、返礼品メニューとして出していただいて、もしくは里親が決まった際にトリミングをしていただく費用、ふるさと納税の返礼出していただいて、その返礼品として使っていただいたときに、この保護犬とか保護猫がこういう形で幸せになりましたっていうことをお返しする。それによってふるさと納税っていうのも成り立つっていう、そういうソフトウェア対策的な部分っていうのも可能になってくるのではないかなと思うんですが、こういう今までにない方策でのソフト対策っていうのをもし考えていただけるようであれば、お示しいただきたいと思います。

以上です。

○宮下和也議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長

情報リテラシーの学校での教育についてのご質問がありましたので、少しご紹介させていただきます。

今の情報リテラシーの授業でいきますと、議員ご指摘のように、どのようなテクニカルな部分を持てるかというのも重要視しております。

先月も外部人材をお招きしまして、小学校での情報リテラシーの授業をしたところです。またそれをオンラインでつなぎまして、他の学校でもその授業に参加できるようになりました。

具体的にその中で教えたものを少しご紹介させていただきますと、まず情報に接したときに立ち止まる、これが本当かどうかというところから始まります。

その後、多角的な視点、相手から見えてる視点、他から見えてる視点などを考えるなどの授業をしまして、モラルというよりは、もっと具体的なその情報の接し方を授業の中で教えているところでございます。

以上でございます。

○宮下和也議長

福田政策局長。

○福田宏二郎政策局長

先ほどのふるさと納税の件に関してお答えさせていただきます。

全国的には、例えばプロジェクト方式で類似の展開をされてるところもございますので、関係部局であるとかサービスの提供側との調整もございませうけれども、教育委員会がやられたガバメントクラウドファンディングも大変参考になっておりますので、それを参考にして、新しい取組、研究したいと思います。

以上でございます。

○宮下和也議長

代表者の質疑は終わりました。

関連質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○宮下和議長

以上で、市民クラブ代表質疑を終了します。